

平成 30 年 12 月 10 日  
第 97 回女性に対する暴力に関する専門調査会

### 今後の対応について

#### <専門調査会における検討状況等>

- 当専門調査会では、平成 30 年 6 月 12 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において決定された「女性活躍加速のための重点方針 2018」のほか、セクシュアル・ハラスメント問題に対する社会的な関心の高まりを受け、セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の在り方について、本年 6 月以降、5 回にわたり、有識者や関係省庁からヒアリングを実施。
- これまでのヒアリング等を踏まえ、専門調査会として、本年度内を目途に、現状と課題について整理。

(参考 1) 「女性活躍加速のための重点方針 2018」(平成 30 年 6 月 12 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定) 抜粋

#### I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

##### 3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性が安全に、安心して暮らせる環境を整備することは、女性活躍の推進のための大前提となるものである。女性に対する暴力の実態(「男女間における暴力に関する調査(平成 29 年度)」。20 歳以上の男女 5,000 人を対象。)については、無理やり性交等された被害経験のある女性は 13 人に 1 人(有効回答数: 女性 1,807 人中 141 人)、配偶者からの暴力の被害経験のある女性は 3 人に 1 人(有効回答数: 結婚経験のある女性 1,366 人中 427 人)と、性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力等の被害は引き続き深刻な社会問題となっている。また、近年のソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層を中心に、新たな形の暴力に巻き込まれるケースも見受けられるようになってきている。さらに、昨今のセクシュアル・ハラスメント問題に対する社会的な関心の高まりも踏まえ、セクシュアル・ハラスメントの防止も含め、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組について、より一層強力に進めていく必要がある。

#### (2) セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進

事業主(国にあっては各省各庁の長)の責務が、男女雇用機会均等法等(国にあっては人事院規則等)に基づき、制度上明確に定められている趣旨を十分に踏まえた上で、被害の防止や被害が発生した際の対応、再発防止のための措置が適切に行われるよう、プライバシーの保護を始めとする被害者への配慮、セクシュアル・ハラスメントの行為者に対する事業主による厳正な対処、研修等の実施による法令等の周知、相談窓口の整備等の対策を徹底する。また、セクシュアル・ハラスメント対策の実効性確保のための検討を行う。

これらについて、地方公共団体において、その実情に応じ、国の取扱いを参考にしながら必要な措置を講じるよう要請する。

(参考2) 専門調査会におけるヒアリング状況

① 第93回会議（6月26日（火）開催）

<関係省庁>

- ・セクシュアル・ハラスメント対策に係る政府の取組状況報告について  
～内閣府、人事院、厚生労働省

<有識者>

- ・セクシュアル・ハラスメントに係る諸外国の法制度について（諸外国・北欧）  
～諸澤英道 世界被害者学会理事  
～矢野恵美 琉球大学法科大学院教授

② 第94回会議（7月27日（金）開催）

<有識者>

- ・セクシュアル・ハラスメントに係る諸外国の法制度等について（フランス）  
～山崎文夫 平成国際大学名誉教授
- ・セクシュアル・ハラスメントに係る民間部門の取組事例について  
～高松和子 公益財団法人21世紀職業財団業務執行理事・事務局長  
～吉川眞知 アクセンチュア株式会社人事部シニアマネージャー

③ 第95回会議（9月12日（水）開催）

<有識者>

- ・セクシュアル・ハラスメントに係る諸外国の法制度等について（EU・イギリス）  
～内藤忍 独立行政法人 労働政策研究・研修機構副主任研究員
- ・教育・スポーツ分野におけるセクシュアル・ハラスメントの現状と課題について  
～北仲千里 広島大学ハラスメント相談室准教授  
～白井久明 弁護士・日本スポーツとジェンダー学会会長

④ 第96回会議（10月30日（火）開催）

<有識者>

- ・社会学・男性学の視点から見るセクシュアル・ハラスメントをめぐる現状と課題  
～伊藤公雄 京都大学・大阪大学名誉教授、京都産業大学教授

⑤ 第97回会議（12月10日（月）開催）

<関係省庁>

- ・セクシュアル・ハラスメントの防止等に向けた取組状況 ～文部科学省

<有識者>

- ・セクシュアル・ハラスメントをめぐる法的論点について  
～小島妙子 弁護士
- ・セクシュアル・ハラスメントに係る諸外国の法制度等について（ドイツ）  
～井田良 中央大学大学院法務研究科教授、慶應義塾大学名誉教授

＜現状と課題の整理の骨子案＞（イメージ）

○仮題：セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題

○骨子案と記載すべき事項

【骨子案】	【記載事項】
はじめに	
<b>I 国内における法制度等</b> 1 男女雇用機会均等法 2 人事院規則 10-10	○セクハラの実態、概要等について
<b>II 国内における取組状況</b> 1 行政機関 （「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」に基づく取組）	○「緊急対策」決定にいたる経緯や対策の概要等、各府省庁における取組状況等について ※暴力専門調査会にて各府省のヒアリングを実施
2 民間部門	○民間企業におけるセクハラ被害の実態や取組状況等について
3 教育分野	○大学におけるセクハラ被害の実態や取組状況等について
4 スポーツ分野	○スポーツ分野におけるセクハラ被害の実態や取組状況等について
<b>III 諸外国における法制度等</b> 1 諸外国のハラスメント規制に係る類型	○ハラスメントの実態や諸外国におけるハラスメント法の分類等について
2 EUにおける法制度等	○セクハラの実態、規定、定義、規制状況、法制度の特徴等について
3 アメリカにおける法制度等	
4 イギリスにおける法制度等	
5 フランスにおける法制度等	
6 ドイツにおける法制度等	
7 スウェーデンにおける法制度等	

<p><b>IV 今後の課題</b></p>	<p>○ヒアリング等を踏まえた、今後の課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※基本認識</li> <li>※機運の醸成、教育啓発・研修の充実</li> <li>※相談体制の整備</li> <li>※実態把握</li> <li>※法制度に関する比較検討 等</li> </ul>
<p>おわりに</p>	
<p><b>【参考】研究者による問題提起</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 刑事法学の立場から</li> <li>2 ジェンダー法学の立場から</li> <li>3 社会学・男性学の立場から 等</li> </ol>	<p>○有識者の発表内容を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※中央大学大学院法務研究科 井田教授</li> <li>※小島妙子法律事務所 小島弁護士</li> <li>※京都大学・大阪大学 伊藤名誉教授 等</li> </ul>